同条第五項中「百分の五・四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の七・二）」を加え、同条第七項中「「百分の三」を「百分の三」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の四」に改め、同条第八項第二号中「によつて」を「において」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第五項中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加える。

附則第三十五条の二の二第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第五項中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加える。

附則第三十五条の二の五第五項及び第八項並びに第三十五条の二の六第三項及び第十三項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十五条の四第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第四項中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加える。

附則第四十一条第二項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第四十五条第三項中「百分の二・八」と」の下に「「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と」を「五万四千六百円」と」の下に「「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」と」を加え、同条第六項中「百分の四・二」と」の下に「「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と」を「八万千九百円」と」の下に「「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」と」を加える。

附則第四十八条中「によつて」を「により」に、「開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第一項に規定する中間期間を含む。）」に、「同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）」とあるのは「開始した事業年度」を「「同法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）」に、「「開始した事業年度（」を「なつた」とあるのは「開始した事業年度（」を「法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第一項」とあるのは「に、「に規定する中間期間を含む。」と」を「」と」に改め、「「法人税法第八十条又は第百四十四条の十三」とあり、及び」を削り、「中「金額」を「中「」に、「」とあるのは「金額」」を「は」とあるのは「）は」に、「とみなし」を「みなし」に、「「とみなす」を「みなす」に、「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（」を「同法第八十一条の三十一第五項」とあるのは「」に、「に規定する中間期間を含む。）」と」を「」と」に、「開始した連結事業年度（」とあるのは「開始した連結事業年度（」を「法人税法第八十一条の三十一第五項」とあるのは「」に改める。

附則第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

附則第五十一条の二第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「であつて、同法」を「であつて、土地改良法」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第五十二条第一項から第三項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条第三項中「専有部分」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）」を加え、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「を取得」を「の取得」に、「した」を「を行つた」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同条第十二項中「を取得」を「の取得」に、「し、又は当該」を「又は当該」に、「を改良した」を「の改良を行つた」に、「当該取得され、」を「当該取得」に、「改良された」を「改良が行われた」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「が取得され、」を「の取得」に、「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同条第十三項中「を取得」を「の取得」に、「した」を「を行つた」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同条第十五項中「を取得」を「の取得」に、「した」を「を行つた」に、「当該取得された」を「当該取得が行われた」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「が取得された」を「の取得が行われた」に、「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同条第十六項中「第十五条の三」を「第十五条の三の二」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　道府県の普通税」を「　第十六節　犯則事件の調査及び処分（第二十二条の三―第二十二条の二十六）　第二章　道府県の普通税　第一款　犯則事件の調査（第二十二条の三―第二十二条の二十六）　第二款　道府県の普通税」に改める。

二条の二十五）」を「第七十条」に、「第七十一条の四」に改め、「第四目　犯則取締り（第七十一条―第七十一条の四）」を削り、「第七十一条の二十一」を「第七十一条の二十五」に、「第四目　犯則取締り（第七十一条の二十一―第七十一条の二十五）」を「第四目　市町村に対する交付（第七十一条の二十六）」に、「第七十一の四十二」を「第七十一条の四十六」に、「第四目　犯則取締り（第七十一条の四十三―第七十一条の四十六）」を「第四目　市町村に対する交付（第七十一条の四十七）」に、「第七十一条の六十二」を「第七十一条の六十六」に、「第四目　犯則取締り（第七十一条の六十三―第七十一条の六十六）」を「第四目　市町村に対する交付（第七十一条の六十七）」に、「第七十一条の四十六」を「第四目　市町村に対する交付（第七十一条の四十七）」に、「第七十二条の七十六」に改め、「第五款　削除　第六款　犯則取締（第七十二条の七十三―第七十二条の七十六）」を削り、「第七十三条の四十」を「第七十三条の三十八」に改め、「第五款　犯則取締（第七十三条の四十一―第七十三条の四十四）」及び「第四款　犯則取締り（第七十四条の三十―第七十四条の三十五）」を削り、「第九十六条」を「第百二条」に、「第四款　犯則取締り（第九十七条―第百二条）」を「第四款　市町村に対する交付（第百三条―第百十二条）」に改め、「第五款　犯則取締り（第百三十九条―第百四十二条）」を削り、「第六款　市町村」を「第五款　市町村」に、「第百四十四条の五十三」を「第百四十四条の五十九」に改め、「第四款　犯則取締り（第百四十四条の五十四―第百四十四条の五十九）」を削り、「第五款　指定市」を「第四款　指定市」に、「第二百三十五条」を「第二百五十八条」に改め、「第十節　削除」を削り、「第十一節　道府県法定外普通税」を「第十節　道府県法定外普通税」に、「第三百三十四条」を「第三百四十条」に改め、「第七款　削除　第八款　犯則取締り（第三百三十六条―第三百四十条）」を削り、「第四百四十一条」に改め、「第七款　犯則取締（第四百三十七条―第四百四十一条）」を削り、「第四百八十五条の五」を「第四百八十五条の十二」に、「第四款　犯則取締り（第四百八十五条の六―第四百八十五条の十二）」を「第四款　道府県に対する交付（第四百八十五条の十三）」に、「第六款　雑則」を「第五款　雑則」に、「第六百十五条」を「第六百二十条」に改め、「第五款　犯則取締（第六百十六条―第六百二十条）」を削り、「第六款　遊休土地」を「第五款　遊休土地」に、「第七百一条の六十七」を「第七百一条の七十二」に改め、「第五款　犯則取締（第七百一条の六十八―第七百一条の七十二）」を削り、「第六款　使途等」を「第五款　使途等」に改める。

第十六条の四の見出しを「（保全差押え）」に改め、同条第一項中「この法律において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「第十六節第一款」に、「による差押」を「による差押え、第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押え」に、「確定する」を「確定をする」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第三項中「差押を」を「差押えを」に改め、同条第四